

新任訪問看護師就労支援事業補助金の概要

目的

県内の訪問看護未経験の看護職を新たに雇用・配置し、育成を行う訪問看護事業者を支援することにより、訪問看護師の確保を図る。

補助対象

県内の介護保険法に基づく指定を受けた訪問看護事業者(みなし指定の病院、診療所を除く。)

補助基準額

- 新任訪問看護師(看護職の経験はあるが訪問看護師は未経験で、就労後1年未満の者) 1人あたり 最大**220**千円
- 新卒訪問看護師(看護職の経験がなく、就労後1年未満の者) 1人あたり 最大**440**千円

補助率

1/2

最低3ヶ月間育成していること。
3ヶ月未満で離職した者は対象外

対象経費

新任・新卒訪問看護師の育成に必要な指導者経費(人件費)

スケジュール

	R6.11	R6.12	R7.1	R7.2	R7.3	R7.4	R7.5
申請者	← 交付申請 1/10 ✕ →				← 実績報告 4/7 ✕ →		
県			← 交付決定 →			← 額の確定・支払 →	